

令和5年度 第1回荒川区子ども・子育て会議

次 第

日 時: 令和5年7月13日(木曜)

午後2時00分～

会 場: サンパール荒川 小ホール

1 開 会

2 議 事

- (1) 荒川区の保育の状況について
- (2) 幼稚園等の通園状況について
- (3) 放課後児童事業の実施状況について
- (4) 荒川区子ども家庭総合センター(荒川区児童相談所)について
- (5) 第2子の保育料無償化について
- (6) その他

3 閉 会

【資料】

- ・資料1 荒川区の保育の状況について
- ・資料2 幼稚園等の通園状況について
- ・資料3 放課後児童事業の実施状況について
- ・資料4 子ども家庭総合センターの運営状況
- ・資料5 第2子の保育料無償化について

【参考資料】

- ・荒川区子どもの権利 リーフレット「知ろう!子どもの権利」

資料 1

令和 5 年 7 月 13 日
令和 5 年度第 1 回
荒川区子ども・子育て会議
子ども家庭部 保育課

荒川区の保育の状況について

ポ イ ン ト

令和 5 年 4 月 1 日現在における保育定員、待機児童等の状況について報告する。

内 容

1 保育定員・保育利用率の状況

< 保育定員の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）>

区 分	施設数	保育定員（人）					
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4・5 歳児	合 計
認可保育園	67 園	435	978	1,126	1,206	2,445	6,190
認証保育所	8 園	54	59	60	3	3	179
家庭福祉員	14 人	45					45
合 計	75 園						6,414

・認可外保育施設の認可化や地域の需要に応じた定員調整により、保育定員は合計 6,414 人（過去 10 年で +1,848 人）となった。

< 保育施設数の推移（各年 4 月 1 日現在）>

区 分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
認可保育園	59	62	65	67	67
認証保育所	11	11	11	9	8
合 計	70	73	76	76	75

【単位：園】

< 保育利用率の推移（各年 4 月 1 日現在）>

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
就学前児童人口（人）A	10,466	10,362	9,968	9,492	9,281
保育定員（人）	6,077	6,240	6,420	6,462	6,414
保育利用児童数（人）B	5,638	5,744	5,703	5,589	5,702
保育利用率（B/A）	53.9%	55.4%	57.2%	58.9%	61.4%

・就学前児童人口は 211 人減ったが、保育利用率は引続き増加傾向にあり、2.5 ポイント上昇した。

【裏面あり】

内 容
(つづき)

2 認可保育園入園状況・待機児童数等の推移（各年４月１日現在）							
		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	
入園申込者数 （取り下げ者を除く）		A	1,466 (▲59)	1,398 (▲68)	1,367 (▲31)	1,247 (▲120)	1,367 (120)
入園承諾者数		B	1,206 (▲42)	1,155 (▲51)	1,126 (▲29)	1,040 (▲86)	1,147 (107)
入園不承諾者数		C(A-B)	260 (▲17)	243 (▲17)	241 (▲2)	207 (▲34)	220 (13)
認可外 対応等	認証保育所	a	29	22	20	17	12
	家庭福祉員	b	23	12	11	5	3
	定期利用	c	10	5	5	6	2
	１園希望	d	20	24	17	10	10
	地区内(隣接)空枠	e	35	48	34	26	18
	求職活動停止中	f	14	15	3	7	5
	不承諾希望	g	81	86	130	132	169
	書類不備	h	3	3	0	4	1
	小計	D (a~h計)	215 (18)	215 (0)	220 (5)	207 (▲13)	220 (13)
待機児童数		E(C-D)	45 (▲35)	28 (▲17)	21 (▲7)	0 (▲21)	0 (0)

【単位：人、（ ）内は前年比】

・昨年度に引続き全地域、全年齢で待機児童が発生していない。

< 主管部課 > 子ども家庭部保育課

資料 2

令和 5 年 7 月 13 日

令和 5 年度第 1 回

荒川区子ども・子育て会議

子ども家庭部 子ども子育て支援課

幼稚園等の通園状況について

ポイント	令和 5 年 5 月 1 日現在における区立及び私立幼稚園等の通園状況について、報告する。					
内 容	1 令和 5 年度の通園状況 ・令和 5 年 5 月の総園児数は 1,264 人、園児数は、前年と比べ 223 人減少した。 ・区立幼稚園への通園が全体の 22%、私立幼稚園等への通園が 78%となっている。 ・私立幼稚園等のうち、区内園が 57%、区外園が 43%となっている。 2 幼稚園等の通園状況の推移					
			R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
	区立幼稚園 (汐入こども A 園含む)	3 歳児	145	112	110	85
		4 歳児	167	151	131	118
		5 歳児	188	168	158	132
		計	500 (▲ 27)	431 (▲ 69)	399 (▲ 32)	335 (▲ 64)
	私立幼稚園等 計 (C+D)	3 歳児	467	451	407	322
		4 歳児	454	472	446	396
		5 歳児	516	441	474	434
		計	1,437 (▲ 46)	1,364 (▲ 73)	1,327 (▲ 37)	1,152 (▲ 175)
	私立幼稚園 等(区内) C	3 歳児	257	258	243	197
		4 歳児	257	252	249	230
		5 歳児	284	250	260	246
		計	798 (▲ 8)	760 (▲ 38)	752 (▲ 8)	673 (▲ 79)
	私立幼稚園 等(区外) D	3 歳児	210	193	164	125
		4 歳児	197	220	197	166
		5 歳児	232	191	214	188
		計	639 (▲ 38)	604 (▲ 35)	575 (▲ 29)	479 (▲ 96)
	総計 E (A+B)	3 歳児	612	563	517	407
		4 歳児	621	623	577	514
		5 歳児	704	609	632	566
		計	1,937 (▲ 73)	1,795 (▲ 142)	1,726 (▲ 69)	1,487 (▲ 239)
	【単位：人、() 内は前年比】 黒川幼稚園のこども園への移行に伴い、2 号認定（長時間保育）への移行及び定員の減により前年度に比べ 81 名減少している。					

< 主管部課 > 子ども家庭部子育て支援課、教育委員会事務局学務課

令和 5 年 7 月 13 日

令和 5 年度第 1 回

荒川区子ども・子育て会議

子ども家庭部 児童青少年課

放課後児童事業の実施状況について

ポイント

令和 5 年 4 月 1 日現在における放課後児童事業の実施状況等について、報告する。

内 容

1 放課後児童事業の実施状況

(1) 学童クラブ事業

共働き世帯の増加等により、学童クラブの利用申請児童数及び在籍児童数ともに、中長期的に見て増加傾向にあることから、引き続き、供給体制の確保に取り組んでいる。

	R 1 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
学童クラブ数(施設)	26	27	28	28	27
在籍児童数 (人)	1,497	1,607	1,718	1,812	1,782

R 5 定員：2,035 人

(2) 放課後子ども教室事業 (にこにこすくーる)

平成 2 8 年度に、全 2 4 校での放課後子ども教室の開設が完了し、全校での放課後の安全・安心な居場所が整っている。

	R 1 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
登録児童数 (人)	4,588	3,951	3,753	3,160	3,865

R 5 学校在籍児童数：9,051 人

(3) 放課後子ども総合プラン事業

学童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備・運営し、両事業を利用する児童が体験プログラムと一緒に参加できる環境を整え、交流を図る「放課後子ども総合プラン」を推進している。

	R 1 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
一体型総合プラン	16	17	16	16	16
連携型総合プラン	5	6	7	7	8

2 今後の取組

・令和 6 年度からひぐらし小放課後子ども総合プランとして実施するため、令和 3 年度末に廃止となった日暮里ひろば館の改修に着手する。

・平成 3 0 年度から休止している尾久ふれあい館内の尾久学童クラブを令和 6 年度から再開するため、それに向けた準備を行う。

別紙 1

4月1日現在 学童クラブ在籍児童数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5定員
南千住第一	79	79	63	77	69	80
南千住第二	36	38	46	34	37	40
南千住四丁目	32	52	24	18	—	—
南千住六丁目	—	—	85	106	112	110
汐入	49	80	69	106	103	110
二瑞小	72	65	61	68	65	70
汐入小	122	123	128	126	129	130
汐入東小	78	78	82	75	80	90
花の木	34	42	61	68	62	60
峡田	41	51	54	57	56	60
二峡小	59	57	63	69	70	70
三峡小	25	30	28	34	25	35
赤土小	65	66	66	67	63	70
九峡小	30	36	44	52	45	60
四峡小	54	55	57	65	69	70
五峡小	68	73	82	88	89	90
七峡小	49	55	65	61	48	70
大門小	55	78	78	80	74	80
熊野前	80	33	19	23	28	50
尾久小	—	52	63	73	79	80
西尾久	78	81	60	52	55	100
尾久西小	61	57	67	68	68	70
東日暮里	35	40	35	25	26	40
六日小	49	38	48	39	43	60
ひぐらし小 / 西日暮里二丁目	79	57	66	80	79	80
ひぐらし / 日暮里	36	49	48	45	54	80
三日小	78	76	80	77	67	90
二日小	53	66	76	79	87	90
合計	1,497	1,607	1,718	1,812	1,782	2,035

別紙 2

4月1日現在 放課後子ども教室（にこにこすくーる）登録児童数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	(参考) R5 学校 在籍児童数
瑞光小	332	334	282	202	278	563
二瑞小	116	98	89	65	111	209
三瑞小	407	362	300	264	309	700
汐入小	312	284	240	168	207	743
汐入東小	429	325	293	243	232	556
六瑞小	76	77	88	88	99	127
峡田小	196	158	178	120	197	411
二峡小	180	171	130	82	133	319
三峡小	44	48	59	54	62	131
四峡小	162	159	170	152	169	370
五峡小	249	187	146	124	166	450
七峡小	161	107	110	100	120	303
九峡小	105	97	107	113	104	196
尾久小	218	180	155	110	135	405
尾久西小	187	145	140	138	177	460
尾久六小	186	160	179	158	157	314
赤土小	245	227	251	208	268	559
大門小	111	94	93	110	150	317
宮前小	226	177	154	144	193	318
一日小	122	123	139	102	139	188
二日小	117	78	119	127	139	289
三日小	121	105	101	72	76	406
六日小	111	102	90	75	70	170
ひぐらし小	175	153	140	141	174	547
合計	4,588	3,951	3,753	3,160	3,865	9,051

令和 5 年 7 月 13 日

令和 5 年度第 1 回

荒川区子ども・子育て会議

子ども家庭総合センター

荒川区子ども家庭総合センターの運営状況(令和4年度)

令和5年5月31日現在の速報値であるため、今後変更になる可能性がある。

1 経路別相談受付状況

	都 道 府 県 ・ 指定都市・中核市・ 特 別 区 ¹				市 町 村 ²				児 童 福 祉 施設・指定発 達支援医療機 関			セ 児 童 家 庭 支 援	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 医 療 関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他 ⁵	計
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他 ³	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他 ⁴	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関 支 援					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
男	20	12	0	25	0	0	0	3	9	9	0	0	0	146	2	23	5	1	39	5	0	0	179	54	6	71	609
女	16	11	0	14	0	0	0	4	2	4	0	0	0	101	2	22	7	0	42	4	1	0	97	34	10	72	443
計	36	23	0	39	0	0	0	7	11	13	0	0	0	247	4	45	12	1	81	9	1	0	276	88	16	143	1052

1 中核市・特別区には、児相設置済の中核市・特別区（荒川区含む）のみ計上している。

2 市町村には、児相未設置の中核市、特別区も含めて計上している。

3 あらかわキッズマザーズコール等

4 他区子ども家庭支援センター等

5 兄弟受理等

2 - 1 種類別相談受付状況

	養 護		保	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	発 言 達 障 害 等 語	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	く 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	20	32	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10	4	69
1歳	26	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	5	38
2歳	34	9	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	9	8	64
3歳	40	8	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	4	8	70
4歳	39	9	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	3	3	60
5歳	24	5	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0	4	6	47
6歳	39	6	0	0	0	0	0	20	0	0	0	5	0	0	2	12	84
7歳	46	10	0	1	0	0	0	8	0	0	2	8	1	0	2	3	81
8歳	31	6	0	0	0	0	0	10	0	0	1	4	1	0	0	2	55
9歳	38	8	0	0	0	0	0	5	0	2	4	7	1	0	0	1	66
10歳	33	8	0	0	0	0	0	3	1	1	2	5	1	0	0	3	57
11歳	23	10	0	0	0	0	0	2	1	0	4	7	3	0	0	8	58
12歳	26	7	0	1	0	0	0	17	0	1	1	14	4	0	0	5	76
13歳	28	7	0	1	0	0	0	6	0	4	2	1	4	0	0	0	53
14歳	30	10	0	1	0	0	0	9	0	2	0	7	3	1	0	1	64
15歳	18	5	0	0	0	0	0	3	0	3	0	7	4	0	0	4	44
16歳	14	4	0	0	0	0	0	1	0	4	0	6	0	0	0	1	30
17歳	7	2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5	0	0	0	14	31
18歳以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
計	516	150	1	4	0	0	0	112	2	19	16	80	23	1	36	92	1052

2 - 2 児童虐待相談受付状況(種別)

種別	件数
身 体 的 虐 待	135
性 的 虐 待	4
心 理 的 虐 待	332
保護の怠惰・拒否 (ネグレクト)	45
計	516

3 その他

●子ども家庭総合センター相談受付状況等

種別	区分	令和4年度 件数
受理件数		1052
あらかわキッズ・マザーズコール24 相談受付状況		1069

●里親に関する状況

里親種別	養育 家庭	専門養育 家庭	親族 里親	養子縁組 家庭
里親登録数	11	1	0	8

第 2 子の保育料無償化について

ポ イ ン ト

令和5年10月1日から、子どもを2人以上持ちたいと願う方の経済的負担軽減に向けた支援策（都独自事業）として第2子の保育料を無償化する。

内 容

1 変更の範囲

(1)現状

・ 令和元年10月から、「幼児教育・保育の無償化」により、3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児の保育料について、無償となっている。

・ また、世帯内に子どもが2人以上いる場合は、国や東京都の補助制度により、第2子は保護者負担が2分の1、第3子以降は無償となっている。

(2)変更箇所

	第1子	第2子	第3子以降
0～2歳児 (課税世帯)	保護者負担	保護者負担 (2分の1) →無償	無償
0～2歳児 (非課税世帯)	無償	無償	無償
3～5歳児	無償	無償	無償

(3)令和5年10月以降

・ 令和5年10月からは、東京都独自の支援策により、第2子の保育料が無償となる。

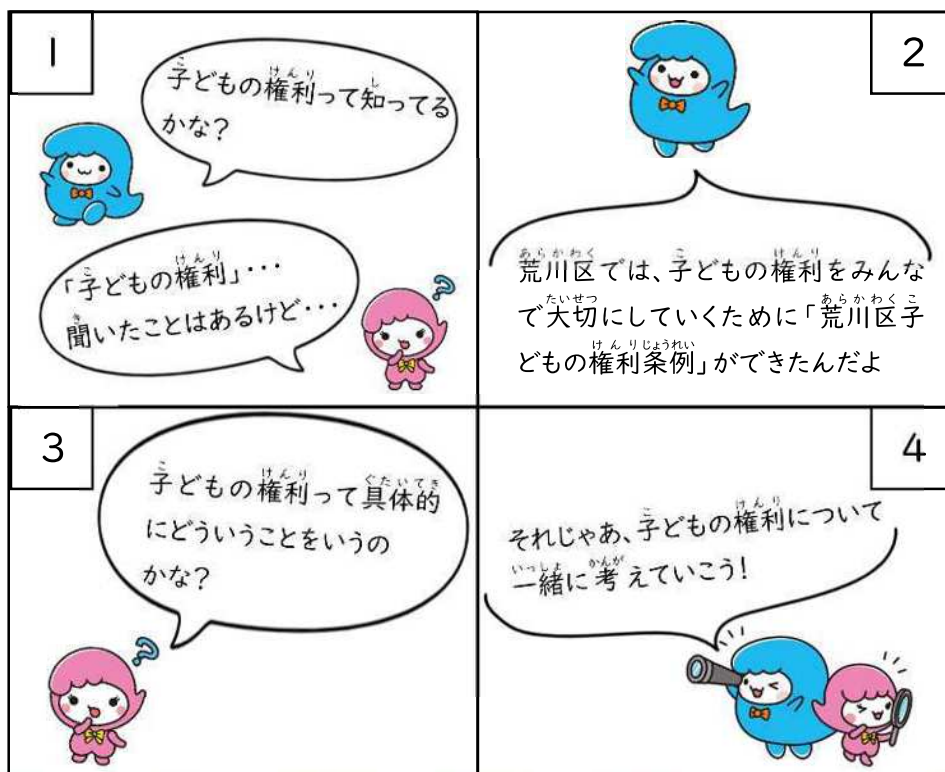
・ 保育園の種類によって保育料の納付先が異なるため、以下のとおり、区の対応及び影響も異なる。

区分	納付先	第2子無償化による区の対応及び影響等
公立保育園 公設民営保育園 私立保育園	区	第2子の保育料を区が徴収しないため、区の歳入が減少する。なお、減額分は都が区へ補填する。
認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業 認証保育所 保育ママ など	保育園等	第2子の保育料を保育園が徴収しないため、保育園の収入が減少する。減額分は区を通じて、都が保育園等へ補助し補填する。

し
知ろう！

こ け ん り
子どもの権利

あらかわく こ ゆめ きぼう えがお み
荒川区では、子どもの夢・希望・笑顔に満ちあふれたまちの
じつげん めざ れいわ ねん がつ たち あらかわく こ けんりじょうれい
実現を目指し、令和5年4月1日に「荒川区子どもの権利条例」
しこう
が施行されました。



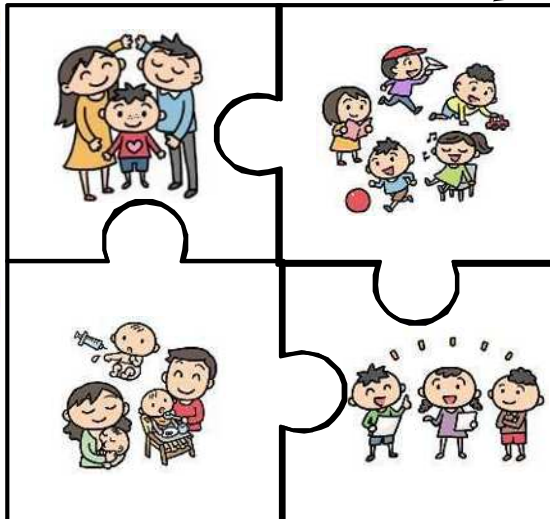
こ けんり 子どもの権利って？

こ ひとり にんげん たいせつ せいちょう
子どもが一人の人間として大切にされ、成長するために
ひつよう
必要なことを、「子どもの権利」といいます。

とく たいせつ けんり
特に大切な権利は
4つ！

1

こ どもにとって最もよいこと
だいち かんが
を第一に考えること



2

すべての子どもが、差別や偏見を
う 受けずに尊重されること

3

こ どもの成長と発達に合わ
せて大人が適切な支援を行
うこと

4

じゆう じぶん いけん あらわ おとな
自由に自分の意見を表し、大人は
その意見を一緒に考えること

こ けんり たいせつ
子どもの権利をみんなで大切にして、あなたがあなたらしく生きていくことができるように
「荒川区子どもの権利条例」が施行されました。

あらかわくこ けんりじょうれい
荒川区子どもの権利条例の

ぜんぶん
全文はここから読んでみてね



く
区ホームページ



じどう けんり かん じょうやく
児童の権利に関する条約

ねん こくさいれんどう そうかい せかいじゅう
1989年、国際連合の総会で世界中すべての子どもたち
がもつ権利が定められました。

あらかわくこ けんりじょうれい じどう けんり かん じょうやく
荒川区子どもの権利条例は、児童の権利に関する条約
をもとに作成されました。

けんりじょうやく
権利条約についてもっと詳しく知りたいときは…
ユニセフHP(子どもと先生の広場)

「<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>」



ともだち けんり たいせつ
あなたやあなたのお友達の権利は大切にされているかな？

じしん ともだち
あなた自身や友達のことを
かんが 考 えながら読んでみてね



たた どの
・叩かれたり怒鳴られたりする
はん た
・ご飯を食べさせてもらえない
む し
・無視をされたり、いやなことを
い 言われる

こ どもは、ひとりひとりが
たいせつ いのち
大切な命をもっていて、
すべての子どもが安心して生活する権利が
あります。

あなたは、自分^{じぶん}に関係^{かんけい}のある事柄^{ことがら}について、自分の意見^{いけん}を自由^{じゆう}に言うことができます。

あなたの意見^{いけん}は、大人^{おとな}と同じように尊重^{そんちょう}されます。

・自分の話^{はなし}を聞いてもらえない

・自分の意見^{いけん}を否定^{ひてい}される

子どもにとって、遊ぶ^{あそぶ}ことや休む^{やす}こと、勉強^{べんきょう}することも、権利^{けんり}の1つです。

自分の時間^{じかん}が無^なくなったり、心^{こころ}が苦^{くる}しくなるなら、それはお手伝い^{てつだい}ではありません。

・幼い家族^{おきな かぞく}や障がい^{しょうがい}のある家族^{かぞく}のお世話^{せわ}や家事^{かじ}などをしていて、勉強^{べんきょう}ができなかつたり、遊ぶ^{あそ}ことを我慢^{がまん}している

・友達^{ともだち}や大切な人^{たいせつ ひと}から殴る^{なぐ}そぶりをして脅^{おど}される

・友達^{ともだち}や大切な人^{たいせつ ひと}からバカに^{めいれい}されたり、命令^{めいれい}する

ような口調^{くちよう}でものを言^いわれたりする

・友達^{ともだち}や大切な人^{たいせつ ひと}から携帯^{けいたい}やメール^{こま}を細^{こま}かく

チェック^{ちゅうく}して行動^{こうどう}を監視^{かんし}される



このようなことをしてくる人^{ひと}は、自分^{じぶん}のことを

大切^{たいせつ}にしてくれる人^{ひと}ではありません。

あなたは、この世界^{せかい}にたった一人^{ひとり}しかない大切な存在^{そんざい}です。

自分^{じぶん}がいやだ、と思う^{おも}ことは相手^{あいて}に言^いいましょう。

ときには、離^{はな}れることも大切^{たいせつ}です。



自分^{じぶん}の権利^{けんり}が大切^{たいせつ}にされるのと

同じ^{おな}ように他^{ほか}の人^{ひと}の権利^{けんり}も大切^{たいせつ}に

自分^{じぶん}自身^{じしん}が大切^{たいせつ}にされるのと同じ^{おな}ように

他^{ほか}の人^{ひと}のことも大切^{たいせつ}にしましょう。

意見^{いけん}が合^あわないときは、よく話^{はな}し合^あって

みよう。



・友達^{ともだち}を無視^{むし}したり、いやなことを言^いっていないかな？

・悪口^{わるぐち}を SNS など^かに書^かいたりしていないかな？

人間^{にんげん}だから合^あわない人^あが
いるのは当^あたり前^{まえ}。
だけど、相手^{あいて}を傷^{きず}つけていい
ことにはならないんだね



こんなときは・・・

前のページに書いてあることに当てはまるとき、困ったなと感じたとき

誰かに自分の気持ちを聞いてほしいとき、周りの人に話してみよう。

周りには、あなたの味方になってくれる人が必ずいます。

下に書いてある相談窓口もあなたの味方です。

どんなことでも気軽に相談してね。



そう
相

だん
談

まど
窓

ぐち
口

誰にも話したくないときは、紙などに

自分の気持ちを書いてみよう。

書くことで、気持ちがすっきりすることもあるよ。



子ども家庭総合センター

家族のことなど、困ったことや心配なことは何でも相談できます。

☎ 03-3802-3765

相談時間：月～金（祝日・年末年始除く）

午前8時30分～午後5時15分

教育センター 子どもの悩み110番

学校に関する悩みについて小・中学生が相談できます。

☎ 0120-136-110

相談時間：月～金（祝日・年末年始除く）

午前9時～午後5時

若者相談「わっか」

学校のことや家族・友達のことなど
おおむね15歳～39歳の方が相談できます。

☎ 0120-101-911

✉ wakka@ml.city.arakawa.tokyo.jp

相談時間：月～金（祝日・年末年始除く）

午前9時～午後5時

LINE相談

LINEからも相談できます。

荒川区LINE公式アカウントのメニュー画面から「わっか」を選択してください。

荒川区LINE
公式アカウント



荒川区子ども家庭部子育て支援課

☎03-3802-3989